

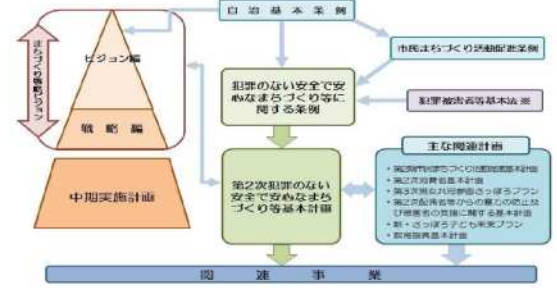
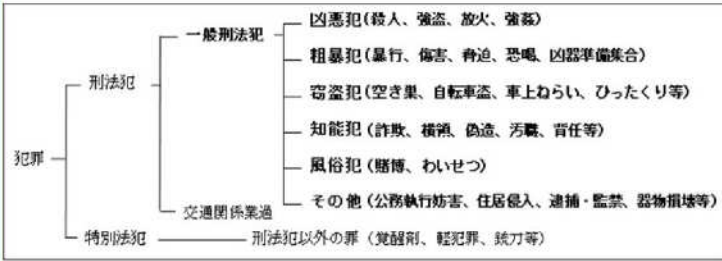
第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の経緯：H22.3の策定から4年が経過し 犯罪情勢、社会情勢の変化などを踏まえて見直す必要がある
- 2 計画の目的：防犯活動などに取り組む市民等への支援を通じ、一体となって、地域の力を高めることにより、犯罪の被害に遭う市民を一人でも減らし、安全に安心して暮らせるまちをつくること
- 3 計画の対象：(1) 犯罪の定義～一般刑法犯を対象とする。(交通事故を除いた「刑法」に規定する罪)
(2) 計画の対象～窃盗犯等の主に日常生活の身近なところで発生する犯罪を対象
- 4 計画期間…平成27年度から平成31年度までの5年間
- 5 計画の位置づけ…市民、事業者、市が連携協力してまちづくりを行うとの「札幌市自治基本条例」及び「札幌市市民まちづくり活動促進条例」の観点に則り、取組みを進める。

【犯罪体系図】

【犯罪のない安全で安心な街づくり等基本計画の位置づけ】



第2章 現状とこれまでの振り返り

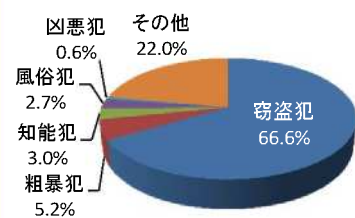
1 犯罪情勢

- ・一般刑法犯～H13にピーク(41,290件)を迎え、その後は減少傾向 H25は19,423件(53件/日)
- ・窃盗犯～一般刑法犯の大部分を占める窃盗犯が大幅に減少
- ・子どもに係る事案～件数は横ばいながら被害者数は増加傾向、児童虐待は対応件数1,000件前後で推移
- ・女性被害事案～犯罪被害件数は減少傾向だが、性犯罪被害は増加傾向
- ・特殊詐欺～被害件数:77件、被害総額:約3億4,400万円(H25)

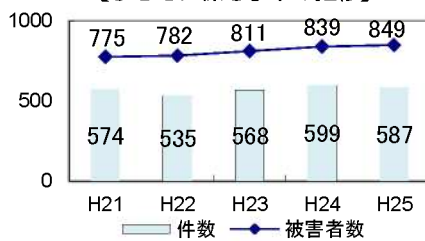
【全国及び札幌市における刑法犯認知件数の推移】



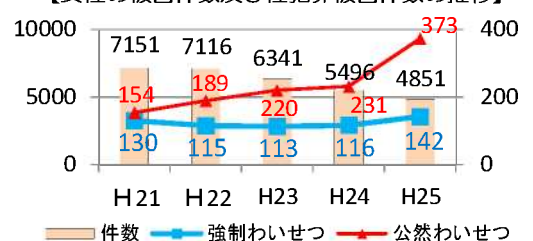
【罪種別認知件数の割合(H25)】



【子どもに係る事案の推移】



【女性の被害件数及び性犯罪被害件数の推移】



2 市民意識及び地域防犯活動の状況

- ①公共空間(路上・駐車(輪)場・公園等)での犯罪遭遇に不安大
- ②子どもの犯罪被害への不安大…(H21:31.2%⇒H25:39.0%)
- ③半数近くの市民が防犯情報の不足を実感…(H21:52.7%⇒H25:48.7%)
- ④犯罪防止に配慮した環境整備の期待大…(H21:82.8%⇒H25:83.6%)
- ⑤市民の地域防犯活動への参加減少…(H21:23.8%⇒H25:22.7%)
- ⑥地域防犯活動への参加市民の高齢化…60歳以上(H21:81.4%⇒H25:85.4%)

3 社会情勢

- ・『世界一安全な日本』創造戦略の閣議決定
 - ・高齢者の犯罪被害増加・集中への懸念
 - ・不適正管理空き家問題の顕在化
 - ・暴力団排除の世論の高まりを受け、「暴排条例」制定(H25.4)
- 全国レベル
- 札幌市

4 これまでの取組概要とその評価

成果指標 犯罪のない安全に安心して暮らせるとする市民の割合 目標：51.4%（H21）⇒60%（H25）

●平成25年度市民アンケート調査結果は52.6%にとどまり、目標達成に至らず

基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【主な取組み結果（平成22年～平成25年）】

- ・安全・安心パネル展（地下歩行空間や各区役所において毎年度開催）
- ・出前講座等の防犯講話（118回開催・7,287人が参加）

【出前講座】



【評価と課題】

- 防犯に役立つ情報が市民に行き渡るよう広報啓発を強化
- 子どもの防犯知識・危険回避能力の習得機会の創出
- 女性の防犯知識習得に向けた性犯罪防止の広報啓発実施
- 情報が届きにくい高齢者への情報発信や広報啓発強化

基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

【主な取組み結果（平成22年～平成25年）】

- ・地域安全サポーターズ制度の新規創設（283事業所（H26.3末））
- ・犯罪被害者等の相談件数（5,732件）

【地域安全サポーターズ】



【評価と課題】

- 防犯活動への参加方法等周知強化
- 現役世代の防犯活動参加促進・防犯リーダー育成支援
- 地域・学校が連携した子ども見守り活動推進
- 高齢者を犯罪から守る地域一体の見守り活動推進
- 犯罪被害者支援の観点から、児童虐待問題へも対応

基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

【主な取組み結果（平成22年～平成25年）】

- ・街路灯の整備（市内全域で158,142灯整備（H25年度末））
- ・スクールガードリーダー及びスクールガードの配置（50人・2,001人（H25年度））

【子ども見守り活動】



【評価と課題】

- 多数の市民が公共空間での犯罪遭遇に不安を感じており、期待の大きい環境整備を今後も継続推進
- 不適正管理空き家問題に対して防犯の観点から対策実施
- 暴排条例制定を踏まえて取組強化

第3章 計画の構成

1 計画体系 ・基本目標…「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」 **維持**

- ・基本方針…
 - ・策定以降一般刑法犯認知件数は減少
 - ・計画に基づく各種施策・取組による成果と評価



現基本方針を **維持**

- ・重点施策…課題を解決する上で、特に**重点的に取組むべき施策を「重点施策」と設定** **新規**

2 成果指標…不確定要素が少なく、取組結果を市民意識に出来る限り反映できる指標とする **変更**

【成果指標】

- 1 犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合
 - ・64.5%（平成26年度）→ 75%（平成30年度）
- 2 地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合
 - ・13.3%（平成25年度）→ 25%（平成30年度）

3 達成目標…基本方針ごとに設定した**重点施策の取組に対する達成目標**を設定 **新規**

第4章 基本方針及び基本施策

基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

市民一人ひとりが犯罪情報を収集し、防犯意識をもって対策を講ずることができるよう、広報・啓発をはじめとした下記施策を強化します。

基本
施
策

- (1) 防犯意識を高める広報啓発…各種イベント開催や啓発等により防犯意識を高める **重点施策**
 - ・各区でパネル展や街頭啓発活動など市民に対する様々な啓発活動
 - ・防犯に関する出前講座 **レベルアップ**
- (2) 防犯力を高める情報の発信…防犯情報を手軽に入手できる体制整備を進め防犯力の向上を図る
 - ・地域単位での犯罪情報等の共有 **レベルアップ**
 - ・ホームページ、ほくとくん防犯メールの活用促進による防犯情報発信
- (3) 子どもの防犯力の育成…子どもの防犯力や危機回避能力を習得することができる機会を創出する
 - ・幼児及び児童に対する防犯教室や防犯訓練
 - ・子ども自身の危険予測・回避能力向上に役立つ地域安全マップづくり
- (4) 女性の防犯力向上…女性が防犯知識を習得できるよう、性犯罪防止に関する広報啓発活動等を行う **新施策**
 - ・女性に対する性犯罪・痴漢・DV等の防止に関する広報啓発 **新規**
 - ・若年層（高校生・大学生）の防犯意識を高める犯罪防止教育等 **新規**
- (5) 高齢者等の防犯力向上…関係機関との連携を強化し、被害の多い高齢者に対し継続的な広報を行う **新施策**
 - ・高齢者が容易に情報を得られるような特殊詐欺被害防止啓発 **新規**
 - ・空き巣等から高齢者が自ら安全を確保できるような犯罪被害防止啓発 **新規**

【達成目標】

○防犯講習(出前講座等)の開催回数 31回（平成25年度） → 60回（平成30年度）

基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

地域全体で課題を共有し、連携・協力して一体となった地域防犯活動を活発かつきめ細かく行われるよう、下記施策を進めます。

基本
施
策

- (1) 地域における防犯活動の促進…地域防犯活動に関する支援により、活動の活性化・継続化を図る **重点施策**
 - ・地域安全サポーターズ（防犯CSR活動）の取組 **レベルアップ**
 - ・地域防犯貢献者等への顕彰制度の創設 **新規**
- (2) 協働による連携体制の充実…関係機関との連携体制の整備を図り、情報共有の推進と必要な対策を講じる
 - ・道・道警・他市町村などと連携した『安全・安心どさんこ運動』の普及促進
 - ・市民・事業者・市の三者が連携協力した取組を進めるための協議会の開催
- (3) 地域と一体となった子どもの見守り…関係機関と連携し、子どもを犯罪から守る取組と健全育成活動を行う
 - ・子どもの登下校を見守る活動の推進 **レベルアップ**
 - ・子どもの有害環境からの保護、健全育成のための「青少年を見守る店」の登録推進
- (4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進…女性の意見を取り入れた対策を講じる **新施策**
 - ・女性ならではの視点導入のため女性委員のみの犯罪被害防止会議の設置 **新規**
 - ・女性の視点を取り入れた犯罪被害防止策の推進 **新規**
- (5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進…高齢者が安心できる地域づくりや犯罪被害防止活動を行う **新施策**
 - ・地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動 **レベルアップ**
 - ・大学生による高齢者防犯対策支援事業 **新規**
- (6) 犯罪被害者等への支援…犯罪被害者の権利利益を保護し、回復が図られるよう支援する
 - ・犯罪被害者支援等に関するホームページ、パネル展等による情報提供・広報啓発
 - ・DV被害者等保護のため住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧制限

【達成目標】

○地域安全サポーターズ登録件数 283件（平成25年度末） → 700件（平成30年度末）

基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

環境の改善、美化活動などの犯罪防止に配慮した環境の整備を進め、犯罪に強い安全で安心なまちとなるよう、下記施策を進めます。

- 基本施策**
- 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等…犯罪防止に配慮した整備や管理に取り組む
 - 公共空間の安全性を高めるために街路灯や公園等の整備
 - 犯罪誘発機会減少のため放置自転車等の防止
 - 市民自らが行う環境整備の促進…環境整備に必要な情報提供や知識の普及を図り、支援を行う
 - 市民向け住宅の防犯対策ガイドラインの製作 **新規**
 - 不適正管理空き家に関する相談体制の整備 **新規**
 - 子ども等の安全に配慮した環境整備…学校施設や通学路等の児童の安全確保を図る **重点施策**
 - 学校への不審者等侵入者対策の徹底
 - 「札幌市子ども110番の家」制度の創設 **新規**
 - 歓楽街等を対象とした環境改善…繁華街における健全な環境づくりに関する取組を行う
 - 関係機関や地元関係者と一体となったクリーン薄野活性化連絡協議会等の取組み
 - ススキノ条例に基づく悪質な迷惑行為等の規制
 - 暴力団等の排除…関係機関と連携し暴力団などの排除を進める **新施策**
 - 市の事業における暴力団等排除の推進
 - 市民や事業者への情報提供等暴力団排除に関する活動への支援

【達成目標】

○「札幌市子ども110番の家」登録軒数 制度創設（平成27年度） → 20,000軒（平成30年度）

第5章 計画の推進

1 全市的な推進体制

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会：・犯罪発生時の迅速・的確な情報共有や必要な対策の実施
・協議会構成員による日常的な取組報告や意見交換

2 全庁的な推進体制

犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議：庁内関係部局の情報共有を図り、全庁一体で施策展開

3 計画の進捗管理

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会：計画に基づく施策実施状況・犯罪情勢・市民アンケートをもとに検証・評価

【基本目標・重点施策・成果指標】

【基本目標】 犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現	【成果指標1】 犯罪に遭わないよう常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合 64.5%（平成26年度）⇒75%（平成30年度）
	【成果指標2】 地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合 13.3%（平成25年度）⇒25%（平成30年度）
【重点施策1】 防犯意識を高める広報啓発 （基本方針1基本施策1）	【達成目標1】 防犯講習（出前講座等）の開催件数 31回（平成25年度）⇒60回（平成30年度）
【重点施策2】 地域における防犯活動の促進 （基本方針2基本施策1）	【達成目標2】 地域安全サポーターズ登録件数 283件（平成25年度末）⇒700件（平成30年度末）
【重点施策3】 子ども等の安全に配慮した環境整備 （基本方針3基本施策3）	【達成目標3】 「札幌市子ども110番の家」登録軒数 制度創設（平成27年度） ⇒20,000軒（平成30年度）